

「カラ期間」はありませんか

住民税務課（住民チーム） 電話 0994-22-3039

住民生活課（民生チーム） 電話 0994-25-2511

鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5211

裁定請求

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした方が、65歳になると支給されます。

自動的に支給されるのではなく、「裁定請求」という手続きを行い、はじめて支給されます。

裁定請求書の事前送付

25年以上の加入期間があつて老齢基礎年金等の受給年齢（老齢基礎年金では65歳）を迎える方を対象にして、受給年齢になる3カ月前に、社会保険庁から、「裁定請求書」が

事前に送付されてきます。印字された内容を確認して、漏れなどあつた場合は訂正するなどして、裁定請求書と必要な書類を揃え指定された場所（役場・社会保険事務所）で手続きをすることになります。

25年の加入期間が不足している方には、裁定請求書が事前送付されず、代わりに「年金に関するお知らせ」のハガキが社会保険庁から受給年齢になる3ヶ月前に送られてきます。

カラ期間

「カラ期間」とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

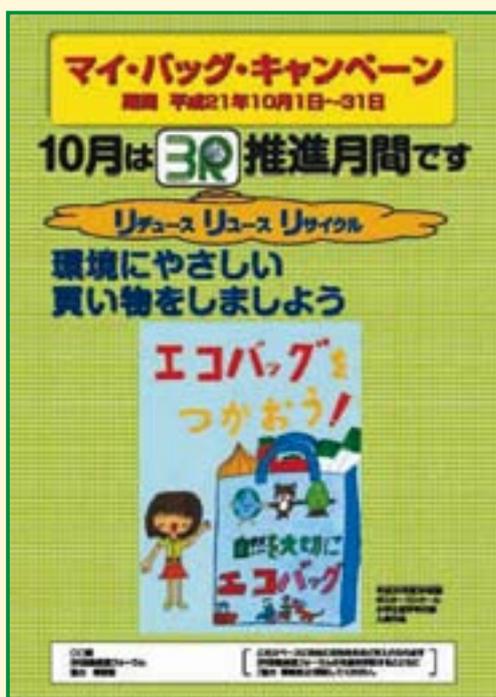
カラ期間は

- ① 厚生年金等の加入者の被扶養配偶者であつた昭和61年3月以前の期間
- ② 学生であつた平成3年3月以前の期間
- ③ 海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間）
- ④ 厚生年金・船員保険から脱



退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限りません）。

※ご自分に、これらのカラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、役場又は社会保険事務所にご相談ください。



買い物袋を持参する

レジ袋を断る

ことを始めてみませんか！

10月はマイバッグキャンペーン月間です。九州管内で統一キャンペーンも実施されています。

まず、マイバッグを持参し、買い物から、ごみを減らす生活を始めましょう！